

# 文京区根津一丁目障害者住宅

## あき家入居者募集案内

募集戸数 単身用 2戸  
家族用(2名以上) 1戸

今回の募集にあたっては、単身用2戸、家族用1戸の資格審査対象者と補欠者を決定します。補欠者は、資格審査対象者に入居資格が無い場合、又は辞退した場合に資格審査対象者となります。又、今後1年以内(令和5年5月9日まで)にあき家が生じた場合、資格審査対象者となります。

申込期間

令和4年4月6日(水)

～4月20日(水)

申込方法  
提出先  
問合せ先

- 使用申込書に必要事項を記入し、下記提出先に郵送、又は直接持参してください。
  - 使用申込書の「抽せん番号のお知らせ」と「抽せん結果のお知らせ」に必ず63円切手を1枚ずつ貼ってください。
- (注) 申込みは1世帯につき1通です。同一人の氏名を2通以上の申込書に記載するなど、重複申込みは無効となります。

<申込書提出先・問合せ先>

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号  
文京シビックセンター11階北側 文京区福祉住宅サービス  
平日 午前8時30分から午後5時15分まで  
電話 03-5803-1238 (直通)

郵送の場合4月20日(水)までに必着

※消印有効ではありません。

抽せん日  
会場

令和4年5月10日(火)午前10時から  
文京シビックセンター3階南側  
障害者会館 C 会議室

## ● 目次

- 障害者住宅の概要 ……………▶ 3 ページ
- 月額使用料（例） ……………▶ 3 ページ
- 申込資格 ……………▶ 4 ページ
- 所得基準の見方 ……………▶ 6 ページ
  - A 給与所得の方 ……………▶ 7 ページ
  - B 事業等所得の方 ……………▶ 9 ページ
  - C 年金を受けている方 ……………▶ 10 ページ
  - D 特別控除について ……………▶ 11 ページ
- 申込書の書き方 ……………▶ 13 ページ
- 申込みから入居まで ……………▶ 16 ページ
- 申込み受付場所 ……………▶ 17 ページ

申込みにあたっては、（１）～（３）の内容をよくお読みください。

- （１）申込資格を確認してください。
  - 申込資格 4～5 ページ
- （２）あなたの所得が基準内であるか、確認してください。
  - 所得基準の見方 6～12 ページ
- （３）使用申込書を作成してください。
  - 申込書の書き方 13～15 ページ

## ● 障害者住宅の概要

障害者住宅とは、障害者に配慮した設備（可動シンク、可動洗面台等）を備えた集合住宅です。

所在地	文京区根津一丁目 15 番 12 号
交通	東京メトロ千代田線「根津」駅下車 徒歩 3 分
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数・戸数	13 階建（エレベーター付）の 1 階・6 戸
間取り	(単身用) 約 6 畳(洋室)、台所、浴室、トイレ (家族用) 約 6 畳(洋室)、約 4 畳(洋室)、台所、浴室、トイレ
設備等	エアコン、電磁調理器、可動シンク、可動洗面台

※犬、猫などの動物は飼育できません。

## ● 月額使用料（例）

（単身用の場合）

所得金額	0 円 1, 248, 000 円	1, 248, 001 円 1, 476, 000 円	1, 476, 001 円 1, 668, 000 円	1, 668, 001 円 1, 896, 000 円	1, 896, 001 円 2, 232, 000 円	2, 232, 001 円 2, 568, 000 円
単身用 3 3. 0 m <sup>2</sup>	21, 500 円	24, 800 円	28, 300 円	32, 000 円	36, 500 円	42, 100 円

（家族用二人世帯の場合）

所得金額	0 円 1, 628, 000 円	1, 628, 001 円 1, 856, 000 円	1, 856, 001 円 2, 048, 000 円	2, 048, 001 円 2, 276, 000 円	2, 276, 001 円 2, 612, 000 円	2, 612, 001 円 2, 948, 000 円
家族用 4 4. 2 m <sup>2</sup>	28, 800 円	33, 200 円	38, 000 円	42, 800 円	48, 900 円	56, 500 円

\* 使用料は、一定の事由がある場合に減免することができます。

\* この他に共益費 1, 500 円及び住宅内で使用した光熱水費の負担があります。

入居の際に必要なもの

当せんし、入居するには保証金（使用料の 2 か月分）と連絡先となる方（1 名）が必要です。

〔連絡先となる方の要件〕

原則として日本国内に住所を有する成人で文京区根津一丁目障害者住宅に同居しない方。

※連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、使用者が使用料等を滞納した場合は、使用者又はその相続人に対して使用料等を請求するにあたり、連絡することがあります。（連絡先となった方へ使用料を請求することはありません。）

# ● 申 込 資 格

申込みのできる方は、次の1～6（4～6は単身用・家族用共通）のすべてにあてはまる方に限ります。

## ◎単身用障害者住宅

- 1 申込者は、**身体障害者手帳1～4級**の交付を受けている方又は**愛の手帳1～3度**の交付を受けている方で現在一人暮らしであること。
- 2 申込者は、申込みの日まで**文京区内に引き続き3年以上**（平成31年4月21日以前から）居住しており、そのことが住民票で証明できること。（外国人については、在留資格の確認ができること。）
- 3 所得が定められた基準内であること。

所得金額	0円～2,568,000円
------	---------------

※申込者に、同居はしないが所得税法上の扶養親族がある方は、福祉住宅サービスにお問合せください。

※所得基準の見方については、6～12ページをご覧ください。

## ◎家族用障害者住宅

- 1 申込者及び現在同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係、婚約者及び事実上親族と同様の事情にある者を含む。以下、「同居親族」という。）で構成する世帯でそのうち1人以上が、**身体障害者手帳1～4級**の交付を受けている方、又は**愛の手帳1～3度**の交付を受けている方であること。

※入居後にこの条件を満たさなくなった世帯は速やかに退去していただきます。

◇事実上親族と同様の事情にある者とは「婚姻により生じる義務と同等の関係を有すると認められる同性の者（配偶者を有する場合を除く。）及び「里親に委託された児童」をいいます。

当選者には資格審査までに要件を満たしていることを確認できる公的書類（文京区パートナーシップ宣誓書受領証又は合意契約公正証書、委託決定通知書等）をご提出いただきます。

詳しくは福祉住宅サービスまでお問合せください。

- 2 手帳の交付を受けている方が申込みの日まで**文京区内に引き続き3年以上**（平成31年4月21日以前から）居住しており、そのことが住民票で証明できること。（外国人については、在留資格の確認ができること。）
- 3 所得が定められた基準内であること。

2人世帯の場合の所得金額	0円～2,948,000円
--------------	---------------

※家族人数が3人以上の場合は1人増えるごとに38万円を加算してください。

## ◎単身用・家族用障害者住宅共通

- 4 自立して日常生活が営めること。  
（歩行、食事、着脱衣、入浴、排せつ等の日常生活の基本的な動作の大半を介護によらなければならない状態の方は、当該住宅入居後も常時居宅においてその介護を受けること。）

- 5 現に住宅に困窮していること。

※5ページの「住宅に困窮している方について」をご確認ください。

- 6 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと。

※ここでいう暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

## 「住宅に困窮している方」について

申込者及び同居親族に、住宅又は土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

- (1) 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

- (2) 差押、正当な事由による立退要求等により住宅又は土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。

# ● 所得基準の見方

## (1) まず所得の種類を確認しましょう

### 給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。たとえば、会社員、パート、アルバイト、事業専従者などの所得をいいます。

「年収」とは、給与所得控除をする前の金額であり、「所得」とは異なります。

A 7～8ページをご覧ください

### 事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。

たとえば、自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は確定申告書でご確認ください。

B 9ページをご覧ください

### 年金所得とは

厚生年金、老齢年金、国民年金、共済年金などの所得です。

なお、個人年金は税法上雑所得であり「年金所得」ではなく「事業等所得」になります。

C 10ページをご覧ください

## ★所得としないもの

- ① 次の収入は0円とし、所得となりません。

仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む。）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。

- ② 給与所得、事業所得については、過去に収入があっても、申込期間現在、退職又は廃業で収入がない場合は、その収入に限り所得を0円とし、所得となりません。

※入居手続きまでに、その状況を証明する資料で確認します。

## (2) 申込者及び同居親族の所得の合計はいくらですか？

収入のある方の 名前	①総収入	②所得—③特別控除(2)=④個人所得 ※マイナスになる場合は0円	
	円	—	= 円
	円	—	= 円
	円	—	= 円
合計		⑤所得合計 円	

⑤所得合計

⑥特別控除(1)

⑦差引所得金額

$$\boxed{\text{円}} - \boxed{\text{円}} = \boxed{\text{円}}$$

- ① 7～10ページで個人の総収入額を確認します。
- ② 7ページ（給与所得）・10ページ（年金所得）の計算式に①総収入をあてはめて障害者住宅の個人所得を確認します。
- ③ 12ページの個人に係る特別控除を確認します。
- ④ 個人所得を計算します。
- ⑤ 各個人所得を合算し、世帯の所得合計を計算します。
- ⑥ 11ページの世帯所得にかかわる特別控除を確認します。
- ⑦ 差引所得金額を計算します。

①総収入 ②所得  
③特別控除(2)  
⑥特別控除(1)  
⑦差引所得額  
は13ページ（申込書の書き方）を参考にして申込書に記入してください。

# A 給与所得の方（会社員・パート・アルバイト・事業専従者等）

## ① 現在の勤め先へ就職した日が令和3年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
年 月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入計	賞与計

(1) 就職した日が令和3年1月2日以降で12か月分の収入がある方  
令和4年3月からさかのぼって12か月分の収入額を左表で合計して推定年収を計算してください。

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が令和3年1月2日以降で12か月に満たない方  
仕事を始めてから12か月たっていない場合は、実際に支払いを受けた収入額を左表で合計してから月額平均を出し、12倍して推定年収を計算してください。

$$\frac{\boxed{\text{収入計}}}{\boxed{\text{収入のあった月数}}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職した日が最近でまだ1か月分の給与が支給されていない方  
基本給、家族手当、住宅手当などの毎月必ず支給される固定的給与を12倍します。

$$\boxed{\text{固定的給与}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

☆ 2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に直してください。

☆ 休職期間がある場合は、福祉住宅サービスへお問合せください。

6ページ(2)  
「①総収入」に記入

### ①で求めた推定年収を障害者住宅の所得金額に換算します。

次の区分に従って、次ページの「総収入額を障害者住宅の所得金額に換算する計算式」にあてはめて換算してください。

(1) 推定年収が0円～1,627,999円の方

(2) 推定年収が1,628,000円～6,599,999円の方

次のとおり、12か月分の収入額を端数整理してから、次ページ表の「総収入額」に対応する計算式で、所得を計算します。

【端数整理の仕方】  $\boxed{12\text{か月分の収入額}} \div 4 = \boxed{A}$

→ Aの1,000円未満を切り捨てた額 = 端数整理後の額

(3) 推定年収が6,600,000円～8,499,999円の方

② 現在の勤め先へ就職した日が、令和3年1月1日以前の方

《源泉徴収票のある方》 休職期間がある場合は、福祉住宅サービスへお問合せください。

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 文京区春日 1-16-21	(受給者番号)	
		(役職名)	
氏名	(フリガナ) フンキョウ タロウ 文京 太郎		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	源泉徴収税額
	内 千 円 2386998	内 千 円 1488800	内 千 円
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	障害者の数 (本人を除く。)
有 従有	老人 千 円	特定 人 従人 内 人 従人	特別 人 内 人 人

6ページ(2)  
「①総収入」  
に記入

6ページ(2)  
「②所得」  
に記入

この金額から 100,000 円を引いた金額を「所得」の欄に記入してください。  
※給与所得と年金所得の双方がある方や休職期間がある方は福祉住宅サービスへお問合せください。

《源泉徴収票のない方》

〔令和3年1月から令和3年12月までの税込支給額を合計した金額が総収入となります。〕  
〔申込書の「総収入」の欄に記入し、次に下段の計算式で総収入額を所得金額に換算します。〕

総収入額を障害者住宅の所得金額に換算する計算式

6ページ(2)  
「②所得」に記入

前ページの推定年収に対応して所得を計算します。

	総収入額	税法上の所得金額	障害者住宅の所得金額
	550,999 円 まで	0 円	0 円
	551,000 円 ~ 1,618,999 円	総収入額 - 550,000 円	税法上の所得金額 - 100,000 円
(1)	1,619,000 円 ~ 1,619,999 円	1,069,000 円	969,000 円
	1,620,000 円 ~ 1,621,999 円	1,070,000 円	970,000 円
	1,622,000 円 ~ 1,623,999 円	1,072,000 円	972,000 円
	1,624,000 円 ~ 1,627,999 円	1,074,000 円	974,000 円
(2)	1,628,000 円 ~ 1,803,999 円	端数整理後の額 × 2.4 + 100,000 円	税法上の所得金額 - 100,000 円
	1,804,000 円 ~ 3,603,999 円	端数整理後の額 × 2.8 - 80,000 円	
	3,604,000 円 ~ 6,599,999 円	端数整理後の額 × 3.2 - 440,000 円	
(3)	6,600,000 円 ~ 8,499,999 円	総収入額 × 0.9 - 1,110,000 円	

# B 事業等所得の方（自営業・外交員等）

① 現在の仕事を始めた日が、令和3年1月1日以前で確定申告をしている方

令和 3 年分の所得税の確定申告書B

<第一表>

所得金額等	事業等	①	1488800	
	農業	②		
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥		
	雑	公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
		その他	⑨	
		⑦から⑨までの計	⑩	
	総合譲渡一時	⑪		
	合計	⑫	1488800	

<第二表>

○ 事業専従者に関する事項 (59)

事業専従者の氏名	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
文京 春子	12月	800,000

申込者や同居親族に専業従事者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を7～8ページの計算式にあてはめて、「障害者住宅の所得金額」に換算してください。

6ページ(2)  
「②所得」に記入

この金額から⑩を差し引いた金額が所得金額となります。

② 上記①以外の方 下の表に従って12か月分の所得金額を計算してください。

次の(1)(2)(3)からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

営業した年月	収入	必要経費	所得金額
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
年 月	—	—	=
合計 か月(A)	所得金額計		円(B)

●左表に該当する1年分の必要事項を記入してください。

(1) 確定申告をしていないが、令和3年1月1日以前に現在の事業を始めた方

【令和3年1月から令和3年12月まで】

☆資格審査のときには確定申告していることが必要です。

(2) 現在の事業を始めた日が令和3年1月2日～令和3年4月1日までの方

【令和3年4月から令和4年3月まで】

(3) 現在の事業を始めた日が令和3年4月2日以降の方

【事業を始めた翌月から令和4年3月まで】

☆下の計算式で1年分の必要事項を記入してください。

(B) 所得金額合計

×12=

推定所得金額

(A) 営業した月数

※ 病気等により、1か月分に満たない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

# C 年金を受けている方

☆ 厚生年金、老齢年金、国民年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。遺族年金、障害年金は計算の対象外です。また、個人年金は確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

令和3年1月から令和3年12月までに支払いを受けたすべての年金等を合計し、「所得金額」に換算します。

## ① 令和2年12月以前から年金を受けていて、変更のない方 「令和3年分公的年金等の源泉徴収票」などで支払金額を確認してください。

令和 3 年分 公的年金等の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所又は居所
	(フリガナ)
	氏名
区 分	支 払 金 額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円
所得税法第203条の3第7号適用分	円

支払金額を合計した額を記入してください。

## ② 令和3年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金決定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で障害者住宅の所得金額に換算してください。

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書

このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください。)

年金の種類	年金	基礎年金番号・年金コード
	円	

あなたにお支払いする左の太ワケ内の金額

下段で計算した所得金額を記入してください。

6ページ(2)  
「①総収入」  
に記入

6ページ(2)  
「②所得」  
に記入

### 年金収入を障害者住宅の所得金額に換算する計算式

本人の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	障害者住宅の所得金額
65歳以上 昭和32年4月21日以前に生まれた方	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額－1,100,000円	税法上の所得金額－100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	税法上の所得金額－100,000円
65歳未満 昭和32年4月22日以降に生まれた方	600,000円まで	0円	0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額－600,000円	税法上の所得金額－100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	税法上の所得金額－100,000円

◎この金額を上回る方、もしくは年金の他に収入のある方は、福祉住宅サービスへお問合せください。

## D 特別控除について

申込者又は同居親族に所得がある場合で、次の「控除の種類」にあてはまる場合には、(1) の場合は申込世帯の合計所得金額から、(2) の場合はその方の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

(1) 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの(申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です。)

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方
㉞ 老人扶養控除	1人につき 10万円	申込みのとき、所得税法上の扶養親族又は同一生計配偶者で70歳以上(昭和27年4月21日以前生まれ)の方
㉟ 特定扶養控除	1人につき 25万円	申込みのとき、所得税法上の扶養親族で16歳以上23歳未満(平成11年4月8日～平成18年4月21日生まれ)の方
㊱ 障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上(昭和32年4月21日以前生まれ)の方で上記1又は3と同じ程度である者として福祉事務所長の認定を受けている方
㊲ 特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上(昭和32年4月21日以前生まれ)の方で上記1又は3と同じ程度である者として福祉事務所長の認定を受けている方

(1) の特別控除金額の合計

万円



6ページ(2)  
「㊱特別控除(1)」  
に記入

※ 「㊲特別障害者控除」を受けられる方は「㊱障害者控除」をあわせて受けることはできません。

**(2) 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの**

(申込者・同居親族が対象です。)

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方
㊦ 寡婦控除	27万円	1 夫と離婚した後婚姻をしていない方で、次の①及び②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が5,000,000円以下の方 ②扶養親族を有する方 2 夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が5,000,000円以下の方(「扶養親族又は生計を一にする子」のいない方もあてはまります。)
㊧ ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、次の①及び②の両方にあてはまる方 ①年間所得金額が5,000,000円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

(2) の特別控除金額

万円



6ページ(2)  
「㊦特別控除(2)」  
に記入

- ※ 特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
- ※ 「㊧ひとり親控除」を受けられる方は「㊦寡婦控除」をあわせて受けることはできません。
- ※ 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ※ 「生計を一にする子」は、他者の控除対象配偶者又は扶養親族ではないこと、及び年間所得金額が480,000円以下であることが必要です。

こんなときは・・・

- 1 「申込み後に、住所が変わってしまった」  
最寄りの郵便局に「転居届」を提出して、はがき(抽選番号等の通知)を受け取れるようにしてください(福祉住宅サービスにご連絡いただいても住所変更はいたしません。)
- 2 「抽選番号・抽選結果の通知が送られてこない」  
切手の貼っていないもの、不足しているものは抽選番号等の通知はいたしません。はがきが送られてこない場合は福祉住宅サービスへお問合せください。
- 3 「資格審査対象者となった後に住所が変わってしまった」  
最寄りの郵便局に「転居届」を提出して、審査通知を受け取れるようにしてください。あわせて、福祉住宅サービスへ連絡してください。また、転居前の住宅の賃貸借契約書等は保存しておいてください。

文京区福祉住宅サービス 電話 03-5803-1238 (直通)

# ● 申込書の書き方

※太線内を記入してください。裏面も必ず記入してください。

別記様式第1号（第3条の2関係）

## 文京区障害者住宅使用申込書

### 令和4年4月 根津一丁目障害者住宅あき家募集

令和4年4月\*\*日

文京区長 殿

私は、文京区障害者住宅条例に基づく障害者住宅を使用したいので、関係書類を添えて申し込みます。

- 太線枠内を必ず記入してください。
- 重複申込みは、申込みが無効となります。

申込区分	1 新築 2 あき家	1 単身用 2 家族用
抽せん番号	*	登録番号 *

郵便番号	112-0003	区内在住年数	○年	電話番号	○○○○- xxxx
現住所	文京区 春日 1丁目 16番 21号 方・荘・アパート 号室				
フリガナ	フンキョウ		ハナコ		
氏名	氏 文京		名 花子		

※は記入しないでください。

年金・恩給を受けている方は、その種類を勤務先欄に記入してください。

住宅に入居しようとする							
(フリガナ)	氏名	続柄	生年月日 (年齢)	職業	年収額		現在働いている勤務先・事業所の名称
					総収入	所得	
				所得の種類	障害の程度 (身体障害者手帳・愛の手帳)		
申込者	本人		大昭平令 30年4月1日 (67歳)	無職	1,428,000 円	228,000 円	名称 厚生年金 電話番号 就職又は開業日 年 月 日 身体障害4級 度
			大昭平令 年 月 日 ( 歳)		円	円	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日 度
			大昭平令 年 月 日 ( 歳)		円	円	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日 度
			大昭平令 年 月 日 ( 歳)		円	円	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日 度
			大昭平令 年 月 日 ( 歳)		円	円	名称 電話番号 就職又は開業日 年 月 日 度
					特別控除額	270,000 円	特別控除対象者 種類 文京花子 障害者控除
計人					差引所得金額	0 円	入居しないが、申込者又は同居親族が所得税法上扶養している親族の数(遠隔地扶養) 0人
世帯に収入を生かしている生活している	6ページ(2)「③特別控除(1)」、「⑥特別控除(2)」に記入した金額の合計を記入します。						
	6ページ(2)「⑦差引所得金額」に記入した金額を記入します。						

職業ははっきり、具体的に記入してください。

6ページ(2)「①総収入」に記入した金額を記入します。

6ページ(2)「②所得」に記入した金額を記入します。

申込みにあたっては、以下の事項を誓約し、又は同意します。

- この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は申込者(同居しようとする者を含む。以下「申込者等」という。)が暴力団員であるときは、使用予定者の決定又は使用の許可を取り消されても異議がないこと。
- 使用の許可を受けた後に、申込者等が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すこと。
- 申込者等が暴力団員であるか否かを確認するため、警視庁へ照会がなされること。

申込者氏名 文京花子

(裏面も記入してください。)

○ 世帯の中で特別控除を受ける方がいる場合には、下欄に記入して下さい。

氏名	特別障害者	障害者	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡婦	ひとり親
		文京花子				

※ 給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する方は、基礎控除振替分が所得から控除されます。

○ 世帯の健康状態を記入して下さい。

	健康状態	介助の必要性 (注)	現在の状況	入居しても引き続き介助を受けられますか
申込者	1 良好 2 普通 3 病弱	1 必要としない。 2 必要とする。	1 介助を受けている。 2 介助を受けてない。	1 受ける。 2 受けられない。
同居の親族	1 良好 2 普通 3 病弱	1 必要としない。 2 必要とする。	1 介助を受けている。 2 介助を受けてない。	1 受ける。 2 受けられない。
同居の親族	1 良好 2 普通 3 病弱	1 必要としない。 2 必要とする。	1 介助を受けている。 2 介助を受けてない。	1 受ける。 2 受けられない。
同居の親族	1 良好 2 普通 3 病弱	1 必要としない。 2 必要とする。	1 介助を受けている。 2 介助を受けてない。	1 受ける。 2 受けられない。

(注) 「介助の必要性」で2に○印をつけた方のみ、「現在の状況」、「入居後の介助状況」を記入してください。

○ 世帯の住宅の状況を記入して下さい。

現在の住宅の居住者数	1 人	台所	1 有 2 共用 3 無	住宅に困っている理由
住宅の種類	1 借家 2 借間 3 民間アパート 4 その他 ( )	設備	1 有 2 共用 3 無	
		風呂	1 有 2 共用 3 無	
		家賃	月額 90,000 円	
住宅の規模	2 K・DK・LDK ※1K、2DK等と書いてください。	住宅の所有者氏名		1 家賃が高い。 2 環境が悪い。 3 立ち退き要求を受けている。 4 設備が不十分 5 住宅が老朽化している。 6 住宅が狭い。 7 通勤に不便 8 災害の危険がある。 9 結婚するため 10 その他 (具体的に)
	6 畳 6 畳 畳 ※各居室の畳数を書いてください。	住宅所有の有無	申込家族の中に土地・建物の所有者がいますか? ア いる イ いない	

切手の貼っていないもの、不足しているものは、抽せん番号等の通知はいたしません。抽せん番号の電話等による照会にご遠慮ください。

郵便はがき

63円切手を必ず貼ってください。

112-0003

郵便はがき

63円切手を必ず貼ってください。

112-0003

(切りはなさないでください。)

(住所) 文京区 春日1-16-21 方

(氏名) 文京 花子 様

(住所) 文京区 春日1-16-21 方

(氏名) 文京 花子 様

太線内のみ記入してください。

太線内のみ記入してください。

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号  
文京区福祉住宅サービス  
電話 03-5803-1238 (直通)

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号  
文京区福祉住宅サービス  
電話 03-5803-1238 (直通)

申込区分番号	抽せん番号
2-1 単身用	
2-2 家族用	

申込区分番号	抽せん番号
2-1 単身用	
2-2 家族用	

※太線内の2-1単身用または2-2家族用に○印をしてください

※太線内の2-1単身用または2-2家族用に○印をしてください。

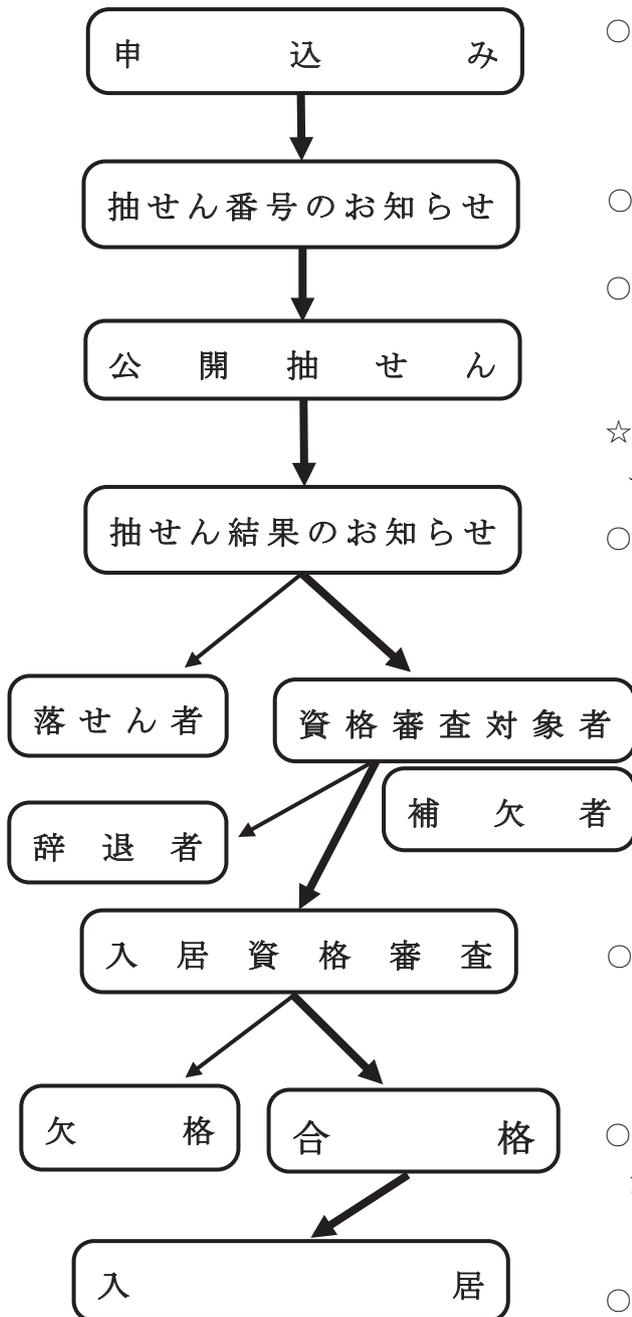
## 《注意事項》

- 1 申込みには、「使用申込書」のほかに、「抽せん番号のお知らせ」と「抽せん結果のお知らせ」用のはがきを提出してください。
- 2 はがき2枚には、住所、氏名を記入し、63円切手を必ず貼ってください。
- 3 申込みは1世帯につき1通です。重複申込みをしたときは無効とします。申込用紙に不備がある場合は受付できません。

### 文京区内郵便番号

オ 大塚 112-0012	セ 千石 112-0011	ホ 本駒込 113-0021
音羽 112-0013	千駄木 113-0022	本郷 113-0033
カ 春日 112-0003	ニ 西片 113-0024	ム 向丘 113-0023
コ 小石川 112-0002	ネ 根津 113-0031	メ 目白台 112-0015
後楽 112-0004	ハ 白山 113-0001	ヤ 弥生 113-0032
小日向 112-0006	(1丁目)	ユ 湯島 113-0034
ス 水道 112-0005	白山 112-0001	
セ 関口 112-0014	(2~5丁目)	

# ● 申込みから入居まで



○申込用紙に記入して、郵送又は持参してください。

○令和4年4月26日（火）頃発送する予定です。

○令和4年5月10日（火）午前10時～  
文京シビックセンター3階南側  
障害者会館C会議室

☆当日は会場においでにならなくても差しつかえありません。

○令和4年5月18日（水）頃発送する予定です。

※補欠者は資格審査により欠格者が出た場合、又は辞退者が出た場合、抽せん時の順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。  
なお、繰り上げにならない場合もありますのでご承知おきください。

○入居資格審査に合格しないと入居できません。

○資格審査対象者には、審査に必要な書類を提出していただき、あわせて実態調査をします。

○入居許可日の約1週間前に入居手続きを行います。  
保証金（使用料の2か月分）と連絡先となる方（1名）が必要です。

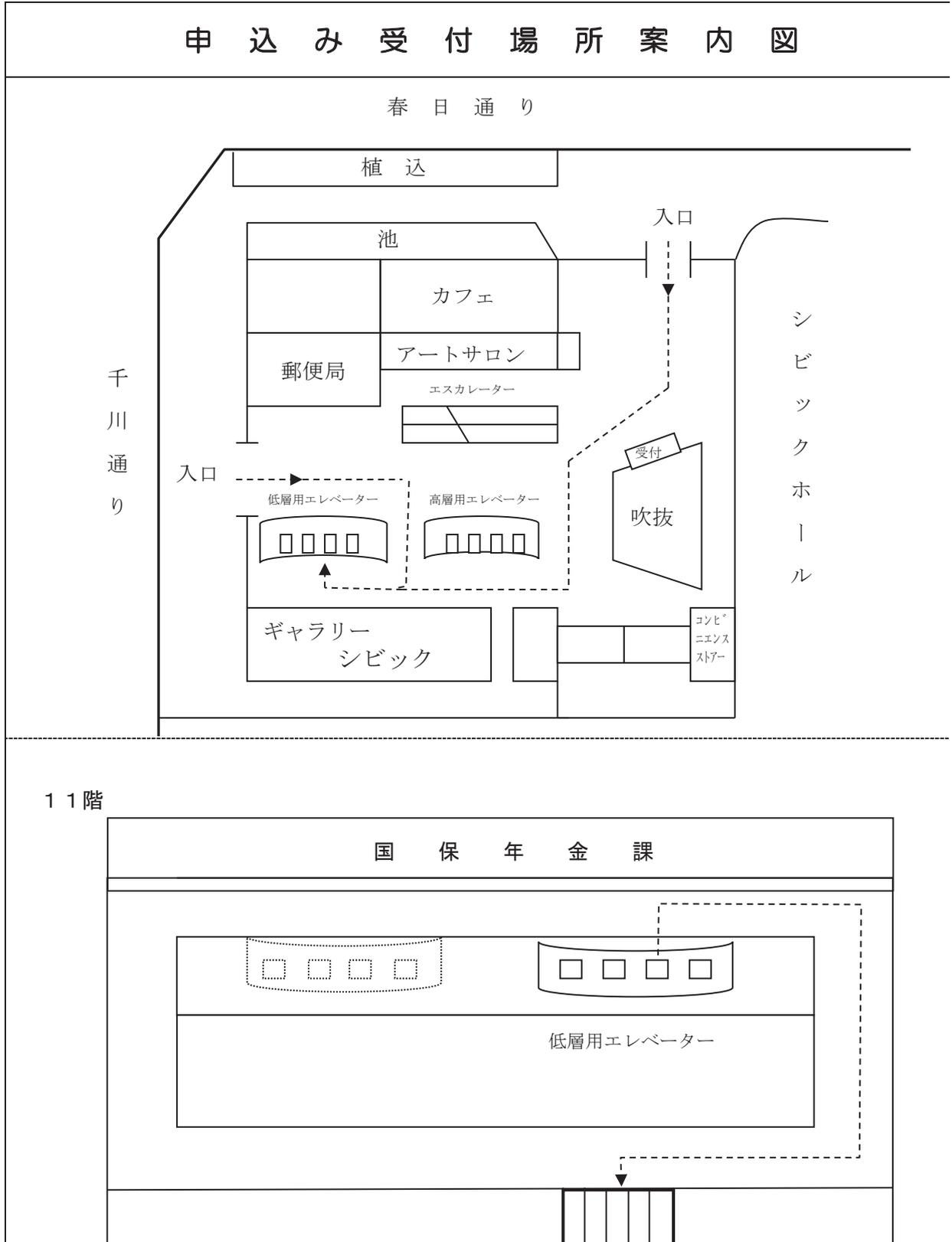
**※3 ページ「入居の際に必要なもの」をご確認ください。**

○入居許可日から15日以内に使用を開始してください。

# ● 申込み受付場所

お申込みは、文京区福祉住宅サービス（文京シビックセンター11階北側）へ  
低層用エレベーターを利用し11階へおいでください。

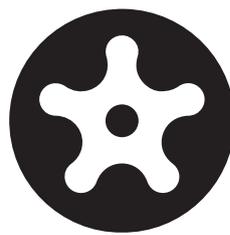
## 申込み受付場所案内図



福祉住宅サービス



紋章



シンボルマーク

申 込 受 付 ・ 問 合 せ 先

文京区福祉住宅サービス

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

文京シビックセンター11階北側

電話 03-5803-1238 (直通)



